

Antitrust & Competition

Tokyo

Client Alert

2 November 2021

本アラートに 関するお問い合わせ先



井上 朗 パートナー 03 6271 9463 akira.inoue@bakermckenzie.com

欧州委員会、カルテル摘発につき新方針を公表

2021年10月22日、マルグレーテ・ベステアー委員(競争政策担当)は、今後、欧州委員会は、引抜防止協定及び賃金の価格協定を含む労働市場における反競争行為を積極的に摘発する方針を明らかにした。欧州委員会がこのような執行方針を明言するのは異例といえる。

2016 年 10 月以降、米国司法省は、引抜防止協定及びその他の労働市場での 反競争的な合意の摘発を積極的に進めてきたが、他方で、欧州委員会は、この分野での摘発を進めてこなかった。

欧州委員会の方針公表を受けて、欧州地域においても人事担当者に対して、 競争法のコンプライアンス研修を進める等、欧州委員会の新しい執行方針に 対して準備を進めるべきであろう。

解説

2021年10月22日、マルグレーテ・ベステアー委員(競争政策担当)(「ベステアー委員」)は声明を公表し、今後、欧州委員会は、引抜防止協定及び賃金の価格協定を含む労働市場における反競争行為を積極的に摘発する方針を明らかにした(「新方針」)1。ベステアー委員は、引抜防止協定及び賃金の価格協定は、EU競争法の観点からも、労働市場におけるカルテルの典型であることを指摘する。その上で、引抜防止協定は、事業者間において、相互の労働者の全部又はその一部を雇用しない協定であるとし、当該協定は労働賃金の上昇を抑制して労働者の待遇を阻害するのみならず、より重要な視点として、技術革新及び新規の市場参入を阻害する側面がある点を重視するとしている。

欧州委員会は、従前、労働市場における反競争的な合意を摘発してこなかった。他方で、欧州委員会は、近年、購買カルテルの摘発を積極的に進めており、購買カルテルの一種である労働市場における反競争的な合意の摘発という新方針の公表は、近年の執行傾向の延長にあったと言える。

また、新方針は、米国司法省の方針とも軌を一にしている。すなわち、米国司法省は、2016 年 10 月に Antitrust Guidance for Human Resource Professionals(「HR ガイドライン」)を公表し、引抜防止協定を含む労働市場における反競争的な合意を摘発する方針を明らかにし、バイデン政権も競争促進を目的とした大統領令²において当該方針を踏襲することを明らかにしている。HR ガイドラインの公表以降、米国司法省は、引抜防止協定又は賃金の価格協定を理由とする摘発を進め、2021 年 1 月 5 日、Surgical Care

¹ Speech by EVP M. Vestager at the Italian Antitrust Association Annual Conference - "A new era of cartel enforcement."

² "FACT SHEET: Executive Order on Promoting Competition in the American Economy."

Affiliates LLC 及びその関連企業につき、競争事業者との間で、上級職員の勧誘を行わないよう勧誘禁止合意を締結したことがシャーマン法 1 条に違反し、当然に違法であるとして、初の刑事訴追に踏み切っている。

さらに、ポルトガルでも、2021 年 4 月 18 日、コロナ感染を理由に契約を解除した選手を別のチームにて雇用しないことを申し合わせたことは違法な引抜防止協定にあたるとして、ポルトガル競争委員会は、プロサッカーリーグの運営主体及び所属 31 チームに対して、ポルトガル競争法違反を理由として異議告知書の送付に踏み切っている3。

このように新方針は欧州委員会の近年の執行傾向及び国際的な執行傾向の両面からして射程の範囲内にあったものであるが、執行方針が明確に明らかにされたことには留意すべきであろう。今後は、新方針に基づく摘発が積極的に進められる可能性がある。

米国司法省の執行例に見る限り、たとえ人事分野において反競争的と評価される合意がなされていたとしても、新たな執行方針が公表された時点で即座に対応して合意を解消し、執行当局に事実を開示すれば、競争当局による反トラスト法・競争法の執行によるリスクを最小限度に抑えることができている。リスク管理という観点からは示唆に富む先例といえる。

その意味からも、新方針の公表を踏まえ、人事担当者に対して反トラスト法・競争法のトレーニングを実施し、併せて社内における人事分野における 反競争的な合意の有無の把握に努めることも検討すべきと思われる。

-

³ Autoridade da Concorréncia, AdC issues Statements of Objections for anticompetitive agreement in the labour market for the first time (Apr. 18, 2021).